

## 一時収蔵施設についてのご案内

都立霊園のうち、多磨霊園、雑司ヶ谷霊園及び八柱霊園には、墓所や納骨堂が見つかるまでの間、一時的にご遺骨をお預かりする一時収蔵施設を設置しています。

**※墓所や霊園等を一年以内に探す意思のない場合には、ご利用になれません。**

申込資格	<p>①申込者の住民票の住所が「東京都」にあること (※八柱霊園の場合、申込者の住所が「東京都」または「千葉県松戸市」にあること)</p> <p>②自宅にご遺骨があり、「火葬許可証」を所持していること(改葬骨でないこと) (※一度も埋葬・収蔵したことのない遺骨を所持していること)</p> <p>③遺骨となった死亡者の親族(血族6親等内、配偶者、姻族3親等内)であること (※「親族」には事実婚関係の方、「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係の方を含む)</p>
使用期間	<p>※ただし、1年ごとに更新(延長)の手続きをすれば、最長で5年間お預かりいたします。</p> <p><b>1年間</b> (5年を超えての更新(延長)はできません。5年経過時はご遺骨をお引き取りしていただきます。)</p> <p><b>※墓所・霊園等を探す意思のない場合は、更新(延長)できません。</b></p>
申請方法	<p><b>ア【使用を希望する霊園管理事務所窓口で申請の場合】</b></p> <p>①申請書(原本) ※申請用紙は当日窓口でお渡しできます ②火葬許可証(コピー) ③申込者の住民票(原本) ※下記の3点の内容が備わったもの ・発行から3か月以内のもの ・本籍が記載されているもの ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの</p> <p><b>イ【使用を希望する霊園管理事務所に郵送で申請の場合】</b></p> <p>①申請書(原本) ※申請用紙は、ホームページ「TOKYO霊園さんぽ」内「各種お手続き」→「様式ダウンロード」のページ内「都立霊園の使用の手引き・ご案内等」の項番7からプリントアウトしてください ②火葬許可証(コピー) ③申込者の住民票(原本) ※下記の3点の内容が備わったもの ・発行から3か月以内のもの ・本籍が記載されているもの ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの</p> <p>※①～③を、使用を希望する霊園管理事務所の「一時収蔵担当者宛て」に郵送してください</p> <p><b>ウ【電子申請する場合】</b></p> <p>詳細はホームページ「TOKYO霊園さんぽ」内「各種お手続き」→「WEBによる手続きについて」→「操作マニュアル 一時収蔵施設の使用申請(新規)」をご参照ください。</p>
予約	<p>予約制となっております。裏面の使用許可証交付開始日をご確認の上、使用許可証交付開始日以降に電話でご遺骨を預ける日時予約をとってください。</p>
必要なもの	<p>①ご遺骨 ②火葬許可証(原本) ③使用料1,300円</p>

→裏面に続きます

- ・申請書類の審査が完了し使用許可が決定された後、使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵が可能になります。
- ・申請受付日によって、使用許可証交付開始日が異なりますので、以下をご確認の上、使用許可証交付開始日以降お電話でご遺骨を預ける日の予約を取ってください。

### 【使用許可証交付開始日のご案内】

#### ①各月 1 日～15 日までの期間に、霊園に申請書類が到着した場合

→使用許可証交付開始日は、翌月の 1 日です。

使用許可証交付開始日以降、使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵が可能です。

使用許可証交付開始日以降、お電話で日時を予約し、ご遺骨と火葬許可証（原本）、使用料をご持参ください。

例) 7 月 1 日～15 日に申請した場合（郵送の場合は届いた日）

8 月 1 日以降の来所日時を予約

#### ②各月 16 日～31 日までの期間に、霊園に申請書類が到着した場合

→使用許可証交付開始日は翌月の 16 日です。

使用許可証交付開始日以降、使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵が可能です。

使用許可証交付開始日以降、お電話で日時を予約し、ご遺骨と火葬許可証（原本）、使用料をご持参ください。

例) 7 月 16 日～31 日に申請した場合（郵送の場合は届いた日）

8 月 16 日以降の来所日時を予約

※使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵は、上記の使用許可証交付開始日から 2 か月以内にお願いします。

2 か月を過ぎた場合、原則として、一時収蔵施設の使用許可を辞退したものととして取扱います。

※電子申請の場合は、使用料のお支払い方法が上記とは異なります。

- ・収蔵後はご遺骨への直接参拝はできません。
- ・年末年始を除き、9:00～16:30まで、ご自由に参拝できます。
- ・申請書類はお返しできませんので、予めご了承ください。

#### お預かりできる施設(霊園)

多磨霊園	〒183-0002 東京都府中市多磨町4-628	電話:042-365-2079
雑司ヶ谷霊園	〒171-0022 東京都豊島区南池袋4-25-1	電話:03-3971-6868
八柱霊園	〒270-2255 千葉県松戸市田中新田48-2	電話:047-387-2181
※受付時間 8:30～17:15(年末年始を除く)		